

第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 募集要項の位置づけ

第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託公募型プロポーザル募集要項(以下、「募集要項」という。)は、第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託(以下、「本業務」という。)を受託する事業者(以下、「受託者」という。)を公募型プロポーザルにより選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の目的

明和町(以下、「本町」という。)では、道路等インフラ施設の老朽化の進行により、今後、維持管理の負担増加が見込まれている一方で、少子高齢化の進展に伴い本町のインフラ施設の維持管理に携わる担い手の不足・高齢化が懸念されるなど、インフラ施設における管理方法のあり方の見直しが課題となっている。

そのようななか、本業務は、事業者の創意工夫やノウハウを活用することでインフラ施設の効率的・効果的な維持管理を図り、将来にわたりインフラ施設を安全に安心して利用し続けることを目指す官民連携に関する取組みである。

3. 業務概要

(1) 業務名

第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託

(2) 業務内容

本業務の受託者は、下表に定める業務を実施すること。

表 1 業務内容

区分	業務内容
共通業務	計画準備業務
	全体マネジメント業務
	窓口業務
	業務開始・終了時の引継ぎ業務
道路関連業務	巡回・清掃業務
	植栽管理業務
	補修・修繕業務
公園関連業務	巡回・清掃業務
	植栽管理業務
	補修・修繕業務
計画業務	橋梁維持管理計画策定業務

具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点は、「特記仕様書」を参照。

(3) 履行期間

令和9年4月1日（予定）から令和14年3月31日まで

(4) 本業務の予定事業費

本業務にかかる予定事業費は、5年間の総額で下記を上限とする。

価格提案書により提出された金額をもとに再度、見積を徴取し契約を締結する。

なお、価格提案書により提出された金額が下記の上限を超える場合には、当該応募者を失格とする。

予定事業費の上限	322,960,000 円 (消費税及び地方消費税含む)
----------	---------------------------------

4. 業務の担当部局

明和町 建設課 管理用地係

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

電話 0596-52-7119 FAX 0596-52-7136

電子メールアドレス kensetsu@town.mie-meiwa.lg.jp

明和町ホームページ <https://www.town.meiwa.mie.jp>

5. 参加資格要件等

(1) 基本事項

本プロポーザルに参加する事業者（以下、「応募者」という。）は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）（応募グループには、共同企業体、事業協同組合等を含む）であって、5.（2）に示す参加資格要件を全て満たすこと。

なお、応募グループを構成する場合には、応募者が自主的に形成するものとし、応募グループを構成するすべての企業（以下、「構成企業」という。）の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を1社選定し、当該代表企業は参加表明書の提出を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続を行うこと。

本プロポーザルの応募者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(2) 参加資格要件

本業務への応募企業又は応募グループの構成企業（以下、「応募者等」という。）は、次に示す参加資格要件を満たすこと。

- 1) 応募企業又は代表企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている企業とすること。
- 2) 応募企業又は構成企業には、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業の許可を得ている企業を含むこと。

- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4) 「明和町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 17 年訓令第 3 号）による指名停止の措置を受け、その措置期間中である者でないこと（指名停止期間中でないこと）。
- 5) 募集要項の公表から提案書類の提出までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- 6) 「明和町暴力団排除条例」（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条に該当しない者であること。
- 7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- 8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。
- 9) 直近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納している者でないこと。
- 10) 応募グループの構成企業は、他の応募企業又は応募グループの構成企業と重複していないこと。

(3) 技術者の資格要件等

本業務の実施にあたっては、次の資格要件等を満たす技術者を配置すること。
なお、下記によらず、本業務に関連して必要となる技術者を配置すること。

1) 統括業務責任者

統括業務責任者は、本業務の進捗管理、本町への報告・協議、業務全体のマネジメントを行う責任者であり、次の資格要件等を満たす者を配置すること。

表 2 統括業務責任者に求める資格要件等

資格要件等	次のいずれにも該当する者 ・ 1 級土木施工管理技士の資格を保有している者 ・ 道路の維持管理業務（補修・修繕等の業務）において、3 年以上の実務経験を有する者又は官民連携による同種業務（包括管理業務）において実務経験※を有する者
-------	---

※ 官民連携による同種業務（包括管理業務）の実施経験については、現時点で契約中の業務を含む

2) 業務実施責任者

業務実施責任者は業務の技術上の管理を行うとともに、当該業務に関して現場の作業員の指揮、監督を行う責任者であり、次の資格要件等を満たす者を配置すること。なお、業務実施責任者は統括業務責任者との兼務を認める。

表 3 業務実施責任者に求める資格要件等

資格要件等	次のいずれかに該当する者
	① 1級土木施工管理技士の資格を保有している者 ② 2級土木施工管理技士の資格を保有し、かつ、以下のいずれかに該当する者 ア. 道路の維持管理業務（補修・修繕等の業務）において、3年以上の実務経験を有する者 イ. 官民連携による同種業務（包括管理業務）において実務経験※を有する者

※ 官民連携による同種業務（包括管理業務）の実施経験については、現時点で契約中の業務を含む

3) 作業員

各業務を実施するにあたり、必要な作業員を配置すること。作業員は各業務の実施に際して関連する法規等で要求される資格を有する者を配置すること。

(4) その他の要件

本業務への応募者は、次に示す要件を満たすこと。

- 1) 災害時等緊急の対応が必要となる場合には、1時間以内に町内において対応可能な体制を構成すること。ただし、大規模な地震等により交通手段が遮断されている場合を除く。なお、再委託先の企業等により1時間以内に対応可能な体制を構成する場合も可とする。
- 2) 本町内のインフラ施設の維持管理に携わる担い手の安定的な確保を図る観点から、原則として毎年度、道路・公園の維持管理業務（巡回業務を除く）の契約金額に対して75%以上の金額に該当する業務を本町内に本店を有する業者（以下、「町内業者」という。）が履行すること。なお、町内業者が履行する業務割合には、再委託により町内業者が履行する業務も含む。

6. 受託者選定スケジュール

表 4 受託者選定スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要項等の配布	令和8年10月15日（木）
募集要項等に関する質問受付	令和8年10月15日（木）～令和8年10月21日（水）
質問の回答 [ホームページに回答を公表]	令和8年10月26日（月）
参加表明書の受付	令和8年10月15日（木）～令和8年10月28日（水）
応募者資格確認の結果通知	令和8年10月30日（金）まで
提案書類の受付	令和8年11月2日（月）～令和8年12月11日（金）
ヒアリングの実施	令和8年12月23日（水）（予定）
提案書類の審査結果通知	令和8年12月28日（月）（予定）
優先交渉権者と所管課との調整等	令和9年1月中旬～令和9年3月下旬
業務委託契約の締結	令和9年3月下旬
業務開始	令和9年4月1日（木）（予定）

7. 参加手続

(1) 質問の受付及び回答

- 1) 提出書類：質問書（様式第1号）
- 2) 提出方法：電子メールでのみ提出を受け付ける。
様式第1号をメールに添付すること。
文書は、日本語で記述し、メールに会社名（応募者名）、担当者、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
電子メールの件名を「第2期明和町道路・公園施設等包括管理業務委託プロポーザル質問（応募者名）」とすること。
- 3) 提出期限：令和8年10月21日（水）午後5時00分まで
- 4) 提出先：明和町 建設課 管理用地係
電子メールアドレス：kensetsu@town.mie-meiwa.lg.jp
- 5) 質問の回答：令和8年10月26日（月）以降、明和町ホームページ上に質問に対する回答を公表する。
明和町ホームページ（プロポーザルに関する質問・回答）
URL：<https://www.town.meiwa.mie.jp>

(2) 参加表明書の提出

- 1) 提出書類：本プロポーザルへの応募者は、次の書類を提出すること。
 - ① 参加表明書（様式第2号）

② 応募者の構成表（様式第 3 号）

※応募グループを構成して参加する場合には、構成企業を明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

③ 応募グループの協定書、誓約書等の結成を証明する書類（任意様式）

※応募グループを構成して参加する場合のみ提出すること。

※事業協同組合等の設立に一定の期間を要する応募グループでの参加を予定する場合、その旨を宣言する書類の提出により証明する書類に代えることを認める。

④ 統括業務責任者の保有資格、業務実績（様式第 4 号）

⑤ 業務実施責任者の保有資格、業務実績（様式第 5 号）

※業務実施責任者の業務実績は、業務実施責任者として 2 級土木施工管理技士を配置する場合のみ必須。

2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

3) 提出期限：令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時 00 分まで

4) 提出先：明和町 建設課 管理用地係

住所 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

電話 0596-52-7119

(3) 応募者資格確認の結果通知

応募者資格確認の結果は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに参加表明書を提出した応募者（応募グループの場合は代表企業）に書面により通知する。

(4) 提案書類の提出

1) 提出書類：本プロポーザルへの応募者は、次の書類を提出すること。

様式の番号順に束ねて提出すること。

※提出部数は 6 部（正本 1 部、副本 5 部）とする。副本には社名やマーク等、応募者等の名称がわかるものを入れないようにすること。

① 提案書提出書（様式第 6 号）

② 提案書（様式第 7 号－1、2、3）

※A4 版 4 頁（表紙を除く）以内とする。

③ 業務実施体制（様式第 8 号）

④ 価格提案書（様式第 9 号）

2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

3) 提出期限：令和 8 年 12 月 11 日（金）午後 5 時 00 分まで

4) 提出先：7.（2）4)の提出先と同じ。

(5) ヒアリングの実施

提案書類の内容について応募者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングに関する詳細は後日、応募者（応募グループの場合は代表企業）に対して通知する。

(6) 提案書類の審査結果通知

提案書類の審査の結果は、審査後速やかに応募者（応募グループの場合は代表企業）に書面により通知する。

8. 参加表明書、提案書類の作成及び記載上の留意事項

参加表明書及び提案書類の作成及び記載にあたっては、次の各号に留意すること。

- 1) 本プロポーザルの目的は、優れた業務実施方法・体制を提案できる受託者を選定することであり、応募者は、本業務にあたっての考え方を提案書類に文章で効果的かつ簡素・明瞭に表現すること。
- 2) 参加表明書を提出した応募者は、募集要項の記載内容に同意したものとみなす。
- 3) 提案書類の提出は、応募者ごとに1提案のみとする。
- 4) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- 5) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合又は応募者資格確認の結果参加資格要件等を満たしていない場合には、提案書類を提出することができない。

9. 提案書類の内容

提案書類では、特記仕様書に基づいて適切な維持管理をするために、特に本業務において重要である次の特定テーマについて、それぞれ提案すること。

なお、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者等が負うこと。

表 5 本業務における特定テーマ

特定テーマ	評価項目
① 業務の実施方針	➤ 業務における着眼点 ➤ 各業務の実施方法 ➤ インフラ DX を活用した業務効率化・高度化 ➤ 包括管理業務拡大（橋梁維持管理計画策定業務の追加）による効率化
② 地域貢献	➤ 町内業者との連携に係る方策 ➤ 本業務を通じた地域への貢献
③ 官民連携	➤ 次世代人材育成・ICT 導入等による業務効率化の提案

10. 優先交渉権者の選定方法及び審査項目

本業務の優先交渉権者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本プロポーザルの提案書類の審査項目は表6「優先交渉権者の選定基準」に掲げるものとし、応募者へのヒアリングを踏まえたうえで、総合的に評価及び審査を行い、最高得点を得た応募者を優先交渉権者とする。

なお、応募者が1者のみである場合は、特定テーマに関する配点に対して提案の合計点数が60%以上であれば成立することとする。

表 6 優先交渉権者の選定基準

評価項目		評価基準	配点
A. 応募者の評価			
統括業務責任者の業務実績（様式第4号）	業務の統括的な責任者として十分な資格、実績を有している場合、優位に評価する。	5	
業務実施体制の適確性・実現性（様式第3,4,5,8号）	業務を適切かつ円滑に実施できる必要な人員及び実施体制であり、緊急時の体制等が適確である場合、優位に評価する。	5	
小計（A）			10
B. 特定テーマ（様式第7号）			
①業務の実施方針（2枚程度）	業務における着眼点	本町のインフラ施設の維持管理における課題への理解度が高く、業務における着眼点が適切である場合、優位に評価する。	10
	業務の実施方法	主な業務の実施方法において、実行性の高い提案がされている場合、優位に評価する。	10
	インフラ DX	インフラ維持管理業務の効率化・高度化を目的としたデジタル技術が業務に導入される場合、優位に評価する。	10
	計画業務	包括管理業務拡大（橋梁維持管理計画策定業務の追加）による効率化（データ連携・活用方法など）に関する有効かつ実現性の高い提案がされている場合、優位に評価する。	10
②地域貢献（1枚程度）	町内業者との連携に係る方策	町内業者との連携における方策等が有効かつ実現性の高い場合、優位に評価する。 町内業者単独又は町内業者を主体とした応募グループを構成して参加する場合は、町内業者間での連携における方策の実現性が高い場合、優位に評価する。	15
	本業務を通じた地域への貢献	町内業者の技術力向上に資する提案、地域経済への波及効果、安全性の向上、本業務を通じた地域貢献等が有効かつ実現性の高い場合、優位に評価する。	15
③官民連携（1枚程度）	人材育成業務効率化	本業務では、「地域の担い手」におけるインフラ管理の技術力向上及び組織としての知識継承を図る持続可能な人材育成モデルの構築やインフラ DX による業務効率化に繋がる積極的な提案を求めている。これに対し、取組内容・期待される成果の有効かつ実現性の高い提案がなされている場合、優位に評価する。	10
小計（B）			80
C. 価格提案			
価格提案（様式第9号）	本業務の予定事業費に対する提案見積価格の比率により評価する。なお、本業務は一定の品質を確保する観点から、最低制限価格を設定する。	10	
小計（C）			10
合計（A+B+C）			100

1 1. 契約手続

(1) 契約の枠組み

1) 契約概要

優先交渉権者は、本町と業務内容等の調整を行い、協議が成立した場合、業務委託契約を締結する。業務委託契約を締結した場合に優先交渉権者を受託者として決定するものとする。協議が不成立となった場合又は業務委託契約の締結までに優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者と順次協議を行い、業務委託契約を締結することとする。

2) 契約時期

業務委託契約の締結時期は、次に示すスケジュールを予定している。

表 7 契約締結スケジュール

項目	時期
提案書類の審査結果通知	令和 8 年 12 月 28 日（月）（予定）
優先交渉権者と所管課との調整等	令和 9 年 1 月中旬（予定） ～令和 9 年 3 月下旬（予定）
業務委託契約締結	令和 9 年 3 月下旬（予定）

(2) 支払条件

年度ごとの支払い内容や支払い方法等については、業務委託契約締結前に本町と受託者により協議する。

1 2. その他

(1) 募集要項及び関連情報の公開

本プロポーザルに関する最新情報は、明和町ホームページを確認すること。

なお、本プロポーザルに関する募集要項等の変更が必要となる場合は、修正版を明和町ホームページで公表するため、随時確認すること。

明和町ホームページ URL : <https://www.town.meiwa.mie.jp>

(2) 無効となる参加表明書又は提案書類

参加表明書又は提案書類が次の事項に該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点で当該応募者を失格とする。

- 1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- 2) 各種様式に示す記載事項に適合しないもの
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- 5) 虚偽の内容が記載されているもの
- 6) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(3) 独占禁止法の抵触行為の禁止

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(4) 見積価格の提案に関する禁止事項

応募者は、見積価格の提案に関して、次の要件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となった場合には、その時点で当該応募者を失格とする。

- 1) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案見積価格又は入札意志について、いかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 2) 応募者は、受託者の決定前に他の応募者に対して提案見積価格を意図的に開示してはならない。

(5) 談合、不正又は不誠実な行為の禁止

談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 提出に伴う費用

参加表明書及び提案書類の作成及び提出に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(7) 提出期限以降の差替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び提案書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、やむを得ない事情により、本町がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 構成企業の変更

応募グループを構成して参加する場合、構成企業の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない事情により、本町がこれを認めたときはこの限りではない。

(9) 参加辞退

応募者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書類の提出期限までに、辞退届（様式第 10 号）を 1 部、持参又は郵送で提出すること。

(10) 参加表明書及び提案書類の使用

提出された参加表明書及び提案書類は、本プロポーザルの審査以外に無断で使えない。ただし、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。

(11) 参加表明書及び提案書類の返却

提出された参加表明書及び提案書類は、返却しない。

(12) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

(13) 提案に伴う資料閲覧

本プロポーザルの提案にあたり、参考資料等のほかに必要な資料に関しては、明和町に資料閲覧の申込を行ったうえで、明和町が承諾した資料のみ明和町役場にて閲覧することができる。ただし、閲覧する資料の写真撮影、コピー等は不可とする。

(14) その他

募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、本町が別に定める。